

IV 生活環境安全

生活環境安全課

生活環境安全課は、薬事、環境衛生、食品衛生、保健栄養に係わる施設等の許可・届出、監視・指導、相談、普及啓発等の業務を行っている。これらの事業は、薬局、理・美容所、公衆浴場、飲食店、食品製造業、特定給食施設等の施設設備の衛生確保や医薬品、飲料水、食品による危害発生の防止、管理等であり、いずれも市民生活の安全と衛生に密接に係わる事業となっている。

根拠法令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧法律名：薬事法）、理容師法、美容師法、公衆浴場法、旅館業法、食品衛生法、健康増進法、食品表示法等がある。

令和5年度は、主な取組として、次の事業を行った。

薬事分野では、医薬品や医療機器による健康被害防止、適正使用の推進を図るため、薬局等への監視指導を実施した。1月～2月には、薬事講習会を5都保健所共同によるオンデマンド動画配信方式で開催し、医薬品医療機器等法の行政情報等の周知を図った。また、毒物及び劇物の危害防止を図るため、シアン・トルエン取扱業者、農業用品目販売業者及び営業者に対し、一斉監視指導を実施した。

現在、若年層への大麻の乱用拡大や医薬品の過量摂取(OD)が大きな問題となっている。そこで、地域に根ざした啓発活動を推進するため東京都薬物乱用防止推進地区協議会等の活動に対し、連絡会議等への参加、研修の実施、情報等の提供、啓発資材の調達・配布、街頭啓発活動等の支援を行うとともに薬局やドラッグストア等に対する指導を強化した。9月には、保健所主催による薬物乱用防止推進地区協議会連絡会及び指導員研修会を開催した。

環境衛生分野では、理・美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館業、映画館、プール、大規模ビル等、多くの都民が利用する施設について監視指導を行い、設備の維持管理のほか水質や空気等を検査することにより、利用者の衛生確保を図っている。公衆浴場等営業施設に対しては、循環型浴槽等入浴設備におけるレジオネラ属菌の抑制を図るため、毎月、設備の維持管理状況報告書を徴収し、内容を審査し、維持管理について指導している。また、レジオネラ症に関し、感染リスクの高い高齢者が利用する社会福祉施設等については、浴槽等の衛生管理の徹底を図るため、施設が行う自主管理に対する技術的支援を行っている。

食品衛生分野では、飲食による危害の発生を未然に防止するため、食品取扱施設の監視指導や検査を実施している。特に食中毒が発生しやすい夏期及び食品等の流通が増加する歳末には、全国的な取組の一環として一斉監視を実施した。また、令和3年6月に原則全ての食品事業者に対してHACCPに沿った衛生管理が制度化されたことから、窓口指導や講習会等の際に、都が作成した衛生管理ファイル等を活用し、HACCPの導入・定着を支援した。

保健栄養分野では、住民の食からの健康づくりを支援するため、食環境の整備を推進している。特定給食施設等に対する指導、加工食品等への栄養成分表示や誇大表示に関する監視指導、1食当たり120g以上の野菜を使用したメニューのある飲食店（野菜メニュー店）の普及等を図った。また、大学生等の食生活上の課題を改善するため、市や関係団体等と連携し、令和5年度課題別地域保健医療推進プランにおいて、若手社会人向けにちゃんとごはんを食べる大切さやバランスよく食べるコツなどを紹介した普及啓発動画及び動画の視聴に導くためのチラシ等を作成した。

1 薬事

薬局等の開設許可・監視指導を行っている。また、薬剤師の免許申請事務等を行っている。

(1) 薬事衛生（薬局等薬事施設関係）

平成26年11月に改正薬事法が施行され、医薬品・医療機器等の安全対策の強化、医療機器規制の再構築及び再生医療等製品制度の創設とともに、法律名が「薬事法」から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下、「医薬品医療機器等法」という。）に変更された。また、同年4月に指定薬物の所持・使用規制の追加及び罰則規定が新設されるとともに、同年12月には検査命令等の対象が拡大されるなど、危険ドラッグ乱用防止対策の強化も図られた。

また、平成29年1月に発生した偽造医薬品の流通事案を受けて、同年10月、偽造医薬品の流通防止対策に関しての医薬品医療機器等法の省令改正も行われた。

さらに、国民ニーズに応える優れた医薬品、医療機器等をより安全・迅速・効率的に提供するとともに、住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使うことのできる環境を整備するため、令和元年12月に医薬品医療機器等法が改正された。薬局における継続的服薬指導等が令和2年9月1日より施行され、また、特定機能を有する地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定制度が令和3年8月1日より施行された。

当保健所においては、医薬品医療機器等法及び麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、薬局、医薬品販売業、麻薬小売業、医療機器販売業の許可申請、諸届出を受け付け、事業所への立入調査を実施し、構造設備、管理状況、広告等について監視指導を行っている。〔表1-1〕

特に、薬局については、平成28年10月1日より届出が開始された、「健康サポート薬局」制度を含め、薬剤師会等と連携し、かかりつけ薬剤師・薬局の定着促進のための取組を行っている。

さらに、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性の確保のため、収去して承認規格試験等を実施している。令和5年度は、医療用医薬品、医薬部外品、化粧品の各1品目について収去し、試験検査を実施した結果、不適合品は発見されなかった。〔表1-2〕

その他、管内薬局管理者に対し、関係法令の遵守を目的に、法令、各種制度の改正情報、不適事例、薬局として必要な事項等を周知等するため、薬事講習会を年1回実施している。〔表1-3〕

(2) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物販売業者の登録及び各種届出等を受理するとともに、事業者に対する立入調査を実施し、毒物劇物の譲渡・譲受、貯蔵設備、取扱い等について監視指導し、毒物劇物による事故の未然防止に努めている。

また、無機シアン化合物を使用する電気めっき事業者（毒物劇物業務上取扱者）に対し、シアン化合物の保管管理について重点指導を行った。同時に、事業所からの排水を採水し、規制物質であるシアン含有濃度を検査した結果、基準の範囲内に収まっていたことを確認した。〔表1-4〕

(3) 家庭用品

平成3年度から、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく家庭用品衛生監視業務が保健所に移管されたことにより、小売店から家庭用品を試買し、ホルマリン等の有害物質含有の有無等について試験検査を行っている。

令和5年度は、繊維製品など89品目について買い上げ、東京都健康安全研究センターで試験検査を実施したところ、基準不適合品は発見されなかった。

(4) 薬物乱用防止

昭和 63 年から「薬物相談窓口」を設置し、都民からの薬物乱用に関する一般相談を受け付けるとともに、薬物乱用に関する知識の普及・啓発のため、啓発パンフレットの配布及び啓発資材の貸出し並びに学校等への講師派遣を行っている。

また、東京都薬物乱用対策推進計画を踏まえて、各市の薬剤師会や各地区の薬物乱用防止推進協議会が行う街頭活動及び講演会等への参加並びに啓発資材の提供を行い、協働しながら薬物乱用防止活動に努めている。令和 5 年度は、各市の薬物乱用防止関係機関との連絡会及び研修会を東京都薬用植物園にて開催し、情報の共有化及び連携の強化を図っている。〔表 1-5〕

特に、昨今社会問題化している大麻及び覚醒剤等の乱用防止に向け、ポスター・小冊子の配布及び情報発信を積極的に実施している。

さらに、「不正大麻・けし撲滅運動実施要領」に基づき、管内に自生している「けし」について抜去を行い、都薬用植物園に搬送・廃棄している。〔表 1-6〕

〔表 1-1〕 薬事関係施設数及び監視指導件数

業 種		施設数								許可届出件数				監視指導件数		
		4年度末	5年度末	武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	小金井市	狛江市	新規	廃止	更新	諸届			
医薬品	薬 局	516	517	91	93	122	120	57	34	27	26	88	2389	407		
	販売業	店舗販売業	157	155	28	23	37	43	17	7	8	10	20	760	124	
		卸売販売業	32	27	2	3	12	7	1	2	1	6	4	19	11	
		薬種商販売業（※1）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	薬局製剤製造販売業	22	19	8	3	3	3	2	0	0	3	4	11	8		
	薬局製剤製造業	22	19	8	3	3	3	2	0	0	3	4	2	9		
	麻薬小売業者	419	418	82	78	102	84	45	27	20	21	157	1097	253		
	向精神薬販売業者	548	544	93	96	134	127	58	36	28	32	...	3	418		
	覚せい剤原料取扱薬局（※2）	516	517	91	93	122	120	57	34	27	26	...	68	407		
高度管理医療機器販売業・貸与業（※3）		507	503	112	89	136	95	41	30	26	30	66	318	236		
管理医療機器販売業		2,647	2,688	628	452	633	548	300	127	99	58	...	93	542		
管理医療機器貸与業（※3）		866	862	155	143	208	217	92	47	40	44	...	19	542		
化粧品販売業		705	699	121	119	171	170	75	43	542		
医薬部外品販売業		705	699	121	119	171	170	75	43	542		
毒物劇物	販売業	一般販売業	171	159	24	23	57	34	11	10	2	14	21	25	43	
		特定品目販売業	1	2	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	1	
		農業用品目販売業	11	11	-	2	3	3	2	1	-	-	-	6	11	
	業務上取扱者	届出	電気めっき業	4	4	-	2	-	2	-	-	-	...	1	4	
			金属熱処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...	-	-
			しろあり防除業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...	-	-
		非届出	工場・研究所等	82	82	17	18	21	19	5	2	-
			ゴルフ場	1	1	-	-	-	1	-	-	-
			学校	167	167	28	29	41	38	20	11	-
総 数		8,099	8,093	1,610	1,388	1,976	1,805	860	454	279	273	364	4,812	4,100		

（※1）薬事法施行規則附則第4項該当者(旧薬種商)

（※2）覚醒剤取締法第30条の7に規定する者の数

（※3）平成26年11月26日施行の「医薬品医療機器等法」の改正により、業態名が「賃貸業」から「貸与業」に変更

〔表1-2〕 収去品試験結果

年 度	令和2年度	令和3年度(※)	令和4年度(※)	令和5年度
品 目	医療用医薬品 1	医療用医薬品 -	医療用医薬品 -	医療用医薬品 1
	医薬部外品 2	医薬部外品 -	医薬部外品 -	医薬部外品 1
	化粧品 1	化粧品 -	化粧品 2	化粧品 1
	医療機器 1	医療機器 1	医療機器 -	医療機器 -
	計 4 品目	計 1 品目	計 1 品目	計 3 品目
結 果	全て適	全て適	全て適	全て適

(※) 令和3・4年度は、新型コロナウイルス感染症に対する所内応援体制確保の影響により、収去数を縮小して対応した。

〔表1-3〕 薬事講習会

実施日	実施内容	対象施設
令和6年1月15日～ 令和6年2月15日 (動画配信)	「在宅医療における薬剤師の役割」 外部講師	2000 施設 (多摩地区全域) [当所管内は 516 施設]

〔表1-4〕 シアン化合物を使用している電気めっき事業所等の廃水検査状況

区 分	施設数	採水件数	検査結果	
			1ppm以下	1ppm超
令和2年度	5	4	3	1
令和3年度	5	4	4	-
令和4年度	-	-	-	-
電気めっき業	-	-	-	-
熱処理業	-	-	-	-
令和5年度	4	4	4	-
電気めっき業	4	4	4	-
熱処理業	-	-	-	-

〔表1-5〕 薬物乱用防止推進地区協議会連絡会及び指導員研修会

実 施 日	実 施 内 容	対 象 者
令和5年9月22日 (東京都薬用植物園にて開催)	1 連絡会 各地区の活動状況及び活動計画の報告 外 2 研修会 規制植物について 外	管内6市薬物乱用防止推進地区協議会指導員 管内6市薬物乱用防止推進地区協議会事務局 担当者

〔表1-6〕 けし抜去本数

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
本 数	9 本	37 本	24 本

(※) 平成23年度より実施

2 環境衛生

環境衛生事業は、都民の日常生活に密接な関係を持つ理・美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館業、水道施設、特定建築物等の環境衛生関係施設について、関係法令に基づき許可、確認を行うとともに、施設の衛生を確保するために立入検査や科学検査等を実施して、公衆衛生の向上を図っている。

また、都民の健康的で快適な居住環境を確保するため、気密化する住宅での適切な換気、集合住宅の給水設備等の管理に関する助言・指導、ねずみ・衛生害虫防除の相談指導等に取り組んでいる。

(1) 環境衛生関係施設と監視指導

〔表2-1〕環境衛生関係施設数・許可・確認・廃止・監視指導件数(法令に基づく業種分類)

業 種	施 設 数								許 可 等		監 視 指 導 件 数
	令和 4年度末	令和5年度末							許 可 件 数	廃 止 件 数	
	総 数	総 数	武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	小金井市	狛江市			
総 数	10,394	10,324	3,327	1,613	2,112	2,008	731	533	174	244	2,482
理 容 所	460	447	94	69	109	93	45	37	14	27	281
美 容 所	1,486	1,534	555	168	274	325	131	81	117	69	994
ク リ ー ニ ン グ 所	442	421	71	61	102	111	46	30	9	30	259
一 般	150	139	23	25	34	32	14	11	1	12	92
取 次 所	288	278	48	35	67	77	32	19	8	18	166
無 店 舗 取 次 店	4	4	-	1	1	2	-	-	-	-	1
公 衆 浴 場	79	80	15	16	19	19	6	5	5	4	186
普 通	20	18	1	4	4	5	1	3	-	2	49
そ の 他	59	62	14	12	15	14	5	2	5	2	137
旅 館 業	56	58	14	7	25	6	3	3	4	2	119
旅 館 ・ ホ テ ル	53	55	13	6	25	6	2	3	4	2	113
簡 易 宿 所	3	3	1	1	-	-	1	-	-	-	6
下 宿	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
季 節 営 業 (再 掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
興 行 場	66	65	15	4	18	24	2	2	-	1	134
映 画 館	29	28	8	-	9	11	-	-	-	1	58
多 目 的 使 用 施 設	27	27	6	4	6	7	2	2	-	-	54
そ の 他	10	10	1	-	3	6	-	-	-	-	22
仮 設 興 行 場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プ ー ル	226	226	35	36	58	48	29	20	2	2	301
許 可	65	63	11	11	13	13	8	7	-	2	130
届 出	161	163	24	25	45	35	21	13	2	-	171
水 道 施 設	7,225	7,136	2,435	1,210	1,395	1,307	442	347	18	107	151
上 水 道	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
簡 易 水 道	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
専 用 水 道	43	42	7	4	12	14	3	2	-	1	58
簡 易 専 用 水 道	1,461	1,439	295	247	356	347	134	60	4	26	1
特 定 小 規 模 貯 水 槽 水 道 等	810	792	241	152	166	151	55	27	5	23	90
特 定 外 小 規 模 貯 水 槽 水 道 等	4,910	4,862	1,891	807	861	795	250	258	9	57	2
温 泉 利 用 施 設	11	11	-	1	1	9	-	-	-	-	14
特 定 建 築 物	343	346	93	41	111	66	27	8	5	2	43

〔表2-2〕環境衛生関係施設・届出・廃止・調査指導件数(要綱に基づく施設)

業種	施設数								届出件数	廃止件数	調査指導件数
	令和4年度末	令和5年度末									
		総数	武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	小金井市	狛江市			
総数	274	274	40	28	42	75	38	51	10	10	182
コインランドリー	146	146	22	21	27	39	22	15	8	8	153
コインシャワー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲用井戸等	128	128	18	7	15	36	16	36	2	2	29

(2) 環境衛生関係施設の理科学検査

各施設には、法令により室内空気環境や水質等の維持管理基準が規定されている。これらの施設に定期的に立入検査を行い、不適施設に対して改善措置、原因究明等を指導している。

① 理容所・美容所の空気検査

施設内の空気を清浄に維持するために換気を指導している。換気不足になりやすい冷暖房を行う夏期及び冬期に、室内の炭酸ガスと一酸化炭素の測定を実施した。

〔表2-3〕理容所・美容所の空気検査結果

業種	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	項目別不適合数			
					冷房期		暖房期	
					炭酸ガス	一酸化炭素	炭酸ガス	一酸化炭素
理容所	109	106	3	109	-	-	3	1
美容所	308	307	1	308	-	-	1	-
基準(指導基準)					0.5%以下	(10ppm以下)	0.5%以下	(10ppm以下)

② クリーニング所の空気検査

ドライクリーニングの溶剤として使用されるテトラクロロエチレンは、健康障害を防止するための管理濃度が定められており、使用施設内の空気測定を実施した。

〔表2-4〕クリーニング所の空気検査結果

溶剤	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査施設中		管理濃度
					適合	不適合	
テトラクロロエチレン	9	9	-	9	9	-	25ppm以下

③ 貸しおしぼり検査

「おしぼりの衛生的処理等に関する指導基準」に基づき、貸しおしぼりを供給するクリーニング所の検査を実施した。

〔表2-5〕貸しおしぼり検査結果

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数(延数)				
				適合	不適合	変色	異臭	大腸菌群	黄色ブドウ球菌	一般細菌数
1	1	-	2	2	-	-	-	-	-	-
指導基準				ないこと			検出されないこと			10万個/枚以下

④ 公衆浴場の検査

公衆浴場について、浴槽水の水質検査等を実施した。

〔表2-6〕公衆浴場の水質検査結果

業種	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数(延数)					不適合数
					適合	不適合	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌群	レジオネラ属菌	遊離残留塩素	
普通	19	13	6	119	108	11	-	-	3	5	7	6
その他	37	28	9	135	121	14	-	-	3	9	5	1
					基準		5度以下	25mg/ℓ以下	1個/㎡以下	検出されないこと(10CFU/100ml未満であること)	0.4mg/ℓ以上	20ルクス以上

⑤ 興行場の空気検査

映画館、多目的ホール等の興行場について、夏期と冬期の年2回、場内の空気検査を実施した。

〔表2-7〕興行場の空気検査結果

実施時期	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数(延数)		
					適合	不適合	炭酸ガス	落下細菌	浮遊粉塵量
夏期	62	59	3	153	148	5	3	-	2
冬期	62	62	-	151	151	-	-	-	-
					基準		0.15%以下	30個/枚以下	0.2mg/㎡以下

⑥ プールの水質検査

許可プール(営業施設)及び届出プール(学校)の水質検査等を実施した。

〔表2-8〕プールの水質検査結果

種別	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数(延数)								
					適合	不適合	pH値	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	遊離残留塩素	大腸菌群	照度	炭酸ガス	レジオネラ属菌	一般細菌数
許可	51	38	13	169	156	13	-	-	-	9	-	3	-	7	3
届出	7	7	-	16	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
					基準		5.8~8.6	2度以下	12mg/ℓ以下	0.4mg/ℓ以上	検出されないこと	100ルクス以上	0.15%以下	検出されないこと(10CFU/100ml未満であること)	200個/㎡以下

(3) 行政検査による水質検査

管内の飲用井戸等の飲料水の安全を確保するため、大腸菌・有機化学物質などの水質基準項目を中心に水質の実態を把握する目的で実施した。

〔表2-9〕行政検査による水質検査結果

区 分		検 査 施 設 数	適 合	不 適 合	項目別不適合数(延数) 嫌気性芽胞菌
総 数		25	21	4	-
飲料水	水道水(※)	12	12	-	-
	井戸水等	13	9	4	-
基準(飲料水)					検出されないこと

(※) 水道水は、自己水源を有する専用水道の原水及び浄水。

(4) 環境保健対策

健康づくりの施策の一環として、健康的な住まい方や維持管理について助言を行った。

〔表2-10〕環境保健相談・調査件数

住まい方相談	有害化学物質	その他の空気環境	アレルギー	生活害虫 (害虫等の同定数)	悪臭・騒音	その他の生活環境・ 室内環境保健 (同定数)	その他 (※)
相談件数	3	2	-	111(6)	5	12(-)	26
調査件数	-	-	-	-	-	-	-

(※) その他は、消毒方法、水質検査等に関する相談であった。

(5) 相談・苦情

都民から寄せられた環境衛生に関する相談・苦情には、必要に応じ現場調査するなど、速やかな対応と回答に努めた。

〔表2-11〕営業関係・飲料水等の相談等処理件数

総数	営業関係			飲用水				特定建築物
	営業六法 (※)	その他	小計	法適用 施設	小規模 給水施設	井戸等	小計	
1,320	836	142	978	142	81	64	287	55

(※) 営業六法：「公衆浴場法」「旅館業法」「興行場法」「理容師法」「美容師法」「クリーニング業法」

(6) 講習会

毎年、環境衛生関係営業施設、プール、特定建築物等の管理者等を対象に、衛生管理の向上や事故の未然防止を目的とした講習会を開催している。令和5年度は、講習の対象に応じて集合方式、オンライン方式及びオンライン方式と集合の併用方式により実施した。

〔表2-12〕講習会開催状況

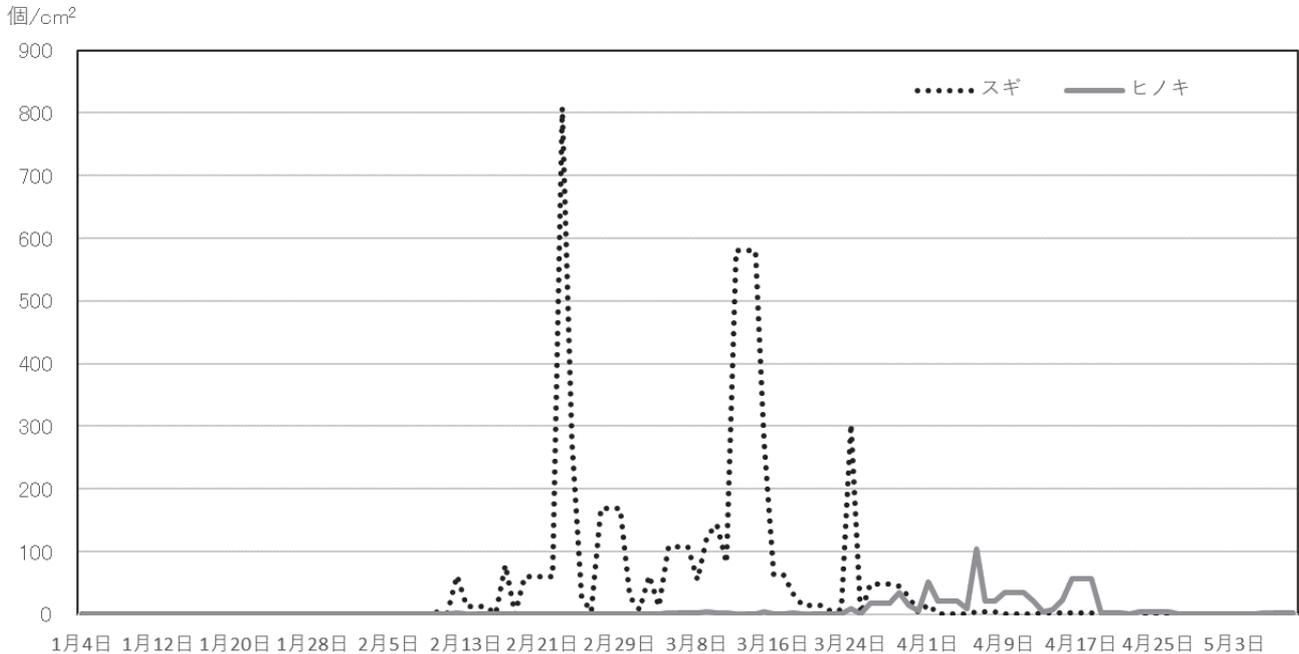
対 象	回 数	人 数	対 象	回 数	人 数
プ ール 管 理 者 等	2	367	社会福祉施設管理者等	-	-
特定建築物管理者等	1	481	公衆浴場営業者等	1	41
環境衛生施設営業者等	2	40	旅館業営業者等	1	6

(7) 花粉飛散数調査

アレルギー症状を引き起こすとされるスギ、ヒノキの花粉飛散数調査として、保健所屋上に設置したダーラム式花粉捕集器で採取した花粉を計測し、ホームページで情報提供している。令和6年の当所における飛散開始日は、2月13日であった。観測を開始した1月4日から5月12日までのスギ、ヒノキの飛散数の合計は6,472.5個/cm²であり、昨年(5,461.8個/cm²)より約1.19倍多い飛散数であった。また、スギの飛散ピークは2月26日(808.0個/cm²)、ヒノキは4月9日(104.6個/cm²)であった。

なお、当該データは速報値であり、東京都花粉症対策検討委員会の検討結果により変更されることがある。

〔図2-1〕令和6年スギ、ヒノキ花粉飛散数(令和6年1月4日～令和6年5月12日)



3 食品衛生

食品による健康被害等を未然に防止し、都民の食生活の安全・安心を確保するため、保健所では、食品関係営業者等に対して許可業務、施設の衛生指導、製品の抜き取り検査や表示の検査等を行っているほか、食中毒等の健康危害が発生した際は、関係施設や食品等を調査し、速やかに原因を究明して被害の拡大防止と今後の再発防止に努めている。

令和5年度は、管内の地域特性や食中毒の発生状況等を踏まえ策定した監視指導計画に基づき、集団給食施設等の食中毒のリスクが高い業態に対する重点監視、食中毒が発生しやすい夏期及び食品等の物流量が増加する歳末に一斉監視を行う等、効果的な監視指導に努めた。また、都民への普及啓発として、情報紙「食べもの暦」や「食品衛生ミニ情報」を発行するとともに、食中毒予防の動画コンテンツを充実させ、当所ホームページで幅広い年齢層に向けて発信するなど、食品衛生に関する情報をわかりやすく提供している。

令和3年6月に改正食品衛生法が施行され、許可制度の見直しや新たに営業届出制度が導入されたほか、原則全ての食品関係事業者にHACCPに沿った衛生管理が求められることとなった。このため、業種別手引書や都が作成した衛生管理ファイルを窓口指導や講習会等の際に活用し、衛生管理計画を作成させるとともに、調理・製造記録表を作成させるなど、HACCPの導入・定着に向けた支援を実施している。

このほか、ノロウイルスや腸管出血性大腸菌O157等による食中毒予防対策として、ホテル、仕出し等の大量調理施設のほか、高齢者・子供等が利用する社会福祉施設等に対して重点的に監視指導を行ったほか、食品表示法に基づく表示事項について、食品関係営業者に対して監視指導を行い、管内の製造・流通食品の表示の適正化を図った。

さらに、調査研究事業として「学園祭等の模擬店における衛生管理についての普及啓発動画制作」を実施した。ここ数年間新型コロナウイルス感染症の流行により学園祭等での食品提供を自粛していた学校等の多くが、令和5年5月の本感染症の5類感染症への移行により食品提供を再開した。このような学校等を対象に効果的に食中毒予防を呼びかけるため、若い世代にとって身近な動画形式を用いて、普及啓発資材を制作した。

(1) 営業施設数、許可件数、監視指導件数

管内の食品関係営業施設数、許可・届出等の件数、監視指導件数を次頁以降の表に示した。

〔表3-1〕 〔表3-2〕 〔表3-3〕

[表3-1] 改正後食品衛生法第55条、東京都ふぐの取扱い規制条例、食品衛生法施行細則第17条に規定する営業

区 分	4年度末 営業所数	許 可 件 数															
		新 規								更 新							
		武蔵野	三鷹	府中	調布	小金井	狛江	都内 一円	小計	武蔵野	三鷹	府中	調布	小金井	狛江	都内 一円	小計
飲 食 店 営 業	一般飲食店	2,601	417	149	354	341	130	86	・	1,477	-	-	-	-	-	-	-
	集団給食	150	13	18	27	21	10	6	・	95	-	-	-	-	-	-	-
	自動車	123	・	・	・	・	・	・	71	71	・	・	・	・	・	・	-
	簡易	8	2	-	-	-	-	-	・	2	-	-	-	-	-	-	-
	移動	1	・	・	・	・	・	・	1	1	・	・	・	・	・	・	-
	臨時	32	・	・	・	・	・	・	8	8	・	・	・	・	・	・	-
	天ぶら船	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	-
	屋形船	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	2,915	432	167	381	362	140	92	80	1,654	-	-	-	-	-	-	-	
調理機能を有する自動販売機	28	7	7	3	4	1	2	・	24	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉販売業	60	5	8	11	12	2	2	・	40	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類販売業	64	8	9	8	9	4	-	・	38	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類競り売り営業	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集乳業	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳処理業	1	1	-	-	-	-	-	・	1	-	-	-	-	-	-	-	-
特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉 処理業	一般	6	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自動車	-	・	・	・	・	・	・	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	-	-
菓子製造業	268	48	21	36	40	37	27	・	209	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類製造業	4	1	1	-	1	2	-	・	5	-	-	-	-	-	-	-	-
乳製品製造業	2	1	-	-	1	-	-	・	2	-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業	3	1	-	1	1	-	-	・	3	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉製品製造業	6	-	1	-	-	-	-	・	1	-	-	-	-	-	-	-	-
水産製品製造業	8	-	-	3	1	-	-	・	4	-	-	-	-	-	-	-	-
氷雪製造業	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	-	-
液卵製造業	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	1	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	2	-	-	-	-	-	1	・	1	-	-	-	-	-	-	-	-
酒類製造業	2	1	-	2	1	-	2	・	6	-	-	-	-	-	-	-	-
豆腐製造業	10	2	-	1	-	1	-	・	4	-	-	-	-	-	-	-	-
納豆製造業	1	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麺類製造業	9	-	-	-	-	2	-	・	2	-	-	-	-	-	-	-	-
そうざい製造業	70	8	3	12	10	4	11	・	48	-	-	-	-	-	-	-	-
複合型そうざい製造業	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	-	-
冷凍食品製造業	5	-	1	-	-	-	-	・	1	-	-	-	-	-	-	-	-
複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漬物製造業	12	-	1	1	3	2	1	・	8	-	-	-	-	-	-	-	-
密封包装食品製造業	12	3	1	2	4	3	1	・	14	-	-	-	-	-	-	-	-
食品の小分け業	4	-	-	2	-	-	-	・	2	-	-	-	-	-	-	-	-
添加物製造業	-	-	-	1	-	-	-	・	1	-	-	-	-	-	-	-	-
総数	3,493	518	220	464	449	198	139	80	2,068	-	-	-	-	-	-	-	-
東京都 ふぐの取扱 い規制条例	ふぐ取扱所	22	4	2	-	2	1	-	・	9	・	・	・	・	・	・	・
生食用食肉取扱施設 (食品衛生法施行細則第17条に規定する営業)		5	-	-	1	-	-	-	-	1	・	・	・	・	・	・	・

(※) 都内一円:営業範囲を都内に限定したもの
令和3年6月1日に改正食品衛生法が施行

区 分		廃業数								5年度末営業所数								監視 件数
		武蔵野	三鷹	府中	調布	小金井	狛江	都内 一円	小計	武蔵野	三鷹	府中	調布	小金井	狛江	都内 一円	計	
飲 食 店 営 業	一般飲食店	57	13	50	33	20	11	・	184	1,122	442	910	872	340	208	・	3,894	2,528
	集団給食	3	2	2	-	1	1	・	9	43	40	57	48	36	12	・	236	294
	自動車	・	・	・	・	・	・	5	5	・	・	・	・	・	・	189	189	126
	簡易	1	-	-	-	-	-	・	1	2	-	3	1	2	1	・	9	6
	移動	・	・	・	・	・	・	-	-	・	・	・	・	・	・	2	2	1
	臨時	・	・	・	・	・	・	-	-	・	・	・	・	・	・	40	40	9
	天ぶら船	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-
	屋形船	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-
	小計	61	15	52	33	21	12	5	199	1,167	482	970	921	378	221	231	4,370	2,964
調理機能を有する自動販売機		3	2	-	1	1	-	・	7	10	8	13	9	2	3	・	45	37
食肉販売業		1	1	1	-	1	-	・	4	15	16	25	26	10	4	・	96	148
魚介類販売業		-	-	3	-	-	-	・	3	20	13	21	31	10	4	・	99	151
魚介類競り売り営業		-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-
集乳業		-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-
乳処理業		-	-	-	-	-	-	・	-	1	-	1	-	-	-	・	2	8
特別牛乳搾取処理業		-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-
食肉 処理業	一般	-	-	-	-	-	-	・	-	1	-	2	3	-	-	・	6	10
	自動車	・	・	・	・	・	・	-	-	・	・	・	・	・	・	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	3	-	-	-	6	10
食品の放射線照射業		-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-
菓子製造業		6	2	3	4	7	1	・	23	117	44	86	88	73	46	・	454	442
アイスクリーム類製造業		-	-	-	-	-	-	・	-	1	1	2	3	2	-	・	9	12
乳製品製造業		-	-	-	-	-	-	・	-	1	-	1	1	1	-	・	4	11
清涼飲料水製造業		-	-	-	-	-	-	・	-	1	-	3	2	-	-	・	6	11
食肉製品製造業		-	-	-	-	-	-	・	-	1	2	1	1	2	-	・	7	4
水産製品製造業		-	-	-	-	1	-	・	1	1	-	6	4	-	-	・	11	6
氷雪製造業		-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-
液卵製造業		-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-
食用油脂製造業		-	-	-	-	-	-	・	-	-	1	-	-	-	-	・	1	-
みそ又はしょうゆ製造業		-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	2	-	-	1	・	3	1
酒類製造業		-	-	-	-	-	-	・	-	1	-	2	3	-	2	・	8	14
豆腐製造業		-	-	-	-	-	-	・	-	2	2	4	3	2	1	・	14	31
納豆製造業		-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	1	-	-	-	・	1	-
麺類製造業		-	-	-	-	-	-	・	-	1	1	3	3	3	-	・	11	11
そうざい製造業		1	1	-	-	-	-	・	2	25	10	31	22	13	15	・	116	125
複合型そうざい製造業		-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-
冷凍食品製造業		-	-	-	-	-	-	・	-	-	1	2	3	-	-	・	6	1
複合型冷凍食品製造業		-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-
漬物製造業		-	-	-	-	-	-	・	-	3	1	5	6	2	3	・	20	16
密封包装食品製造業		-	-	-	-	-	-	・	-	5	2	7	6	4	2	・	26	35
食品の小分け業		-	-	-	-	-	-	・	-	-	1	2	3	-	-	・	6	5
添加物製造業		-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	1	-	-	-	・	1	1
総数		72	21	59	38	31	13	5	239	1,373	585	1,191	1,138	502	302	231	5,322	4,044
東京都 ふぐの取扱 い規制条例	ふぐ取扱所	-	-	1	-	-	-	・	1	10	4	6	6	2	2	・	30	78
生食用食肉取扱施設 (食品衛生法施行細則第17条に規定する営業)		-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	1	2	-	-	-	6	3

〔表3-2〕改正後食品衛生法第57条に規定する営業等

区 分		4年度末 営業所数	届 出 件 数						小計
			武蔵野	三鷹	府中	調布	小金井	狛江	
旧許可 業種で あった営業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	199	-	-	1	1	1	1	4
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	235	3	-	2	2	2	1	10
	乳類販売業	810	1	-	2	1	1	1	6
	氷雪販売業	5	-	-	-	-	-	-	-
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	371	43	32	30	29	11	5	150
	小計	1,620	47	32	35	33	15	8	170
販売業	弁当販売業	106	4	2	3	14	2	1	26
	野菜果物販売業	150	3	4	12	7	9	1	36
	米穀類販売業	32	-	-	-	1	-	-	1
	通信販売・訪問販売による販売業	8	-	1	-	1	-	-	2
	コンビニエンスストア	418	14	12	12	13	2	2	55
	百貨店、総合スーパー	189	3	3	4	6	1	-	17
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)及び営業許可の対象となる自動販売機を除く)	285	9	6	5	7	5	-	32
	その他の食料・飲料販売業	1,129	105	37	88	63	47	25	365
	小計	2,317	138	65	124	112	66	29	534
製造・ 加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く)	1	1	-	-	-	-	-	1
	いわゆる健康食品の製造・加工業	3	1	-	-	-	-	-	1
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く)	89	9	9	4	6	5	4	37
	農産保存食料品製造・加工業	12	-	2	-	3	-	-	5
	調味料製造・加工業	44	9	2	3	9	2	4	29
	糖類製造・加工業	-	-	-	-	-	-	-	-
	精穀・製粉業	12	-	-	-	1	-	-	1
	製茶業	7	-	-	-	-	-	2	2
	海藻製造・加工業	-	-	-	-	1	-	-	1
	卵選別包装業	1	-	-	-	-	-	-	-
	その他の食料品製造・加工業	62	6	5	4	5	2	1	23
	小計	231	26	18	11	25	9	11	100
上記以外 のもの	行商	18	-	1	3	-	-	-	4
	集団給食施設	469	7	5	11	16	4	7	50
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る)	1	-	-	-	-	-	-	-
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	3	-	-	-	-	-	-	-
	その他	9	2	-	1	1	1	1	6
	小計	500	9	6	15	17	5	8	60
公衆衛生に与える影響が少ない営業		4	-	1	2	2	-	-	5
総 数		4,672	220	122	187	189	95	56	869

(※) 令和3年6月1日に改正食品衛生法が施行

廃業数							5年度末営業所数							監視 件数
武蔵野	三鷹	府中	調布	小金井	狛江	小計	武蔵野	三鷹	府中	調布	小金井	狛江	計	
9	6	14	7	5	5	46	22	21	36	44	17	17	157	22
8	8	12	8	5	4	45	32	28	44	55	22	19	200	31
26	20	24	18	10	10	108	135	117	211	143	59	43	708	79
-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	-	-	5	-
1	1	2	1	2	-	7	135	101	145	78	42	13	514	1
44	35	52	34	22	19	206	324	267	438	323	140	92	1,584	133
3	2	-	6	-	-	11	27	20	17	42	12	3	121	24
1	5	1	-	-	1	8	35	27	43	35	27	11	178	53
-	-	-	-	-	-	-	10	1	7	5	8	2	33	10
-	-	1	-	-	-	1	1	4	2	2	-	-	9	-
8	4	5	9	2	2	30	79	74	125	99	42	24	443	80
2	2	2	2	1	-	9	40	34	47	48	19	9	197	201
7	6	5	2	1	-	21	71	42	83	67	29	4	296	11
38	10	20	16	7	4	95	458	171	292	270	140	68	1,399	381
59	29	34	35	11	7	175	721	373	616	568	277	121	2,676	760
-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	2	1
-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	-	-	4	-
1	1	-	-	-	-	2	27	23	23	28	11	12	124	30
-	-	-	-	-	-	-	3	4	1	5	-	4	17	1
-	-	1	-	1	-	2	19	4	10	24	6	8	71	49
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	2	1	3	5	-	2	13	-
-	-	-	-	-	-	-	3	1	2	-	1	2	9	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-
-	-	-	-	-	-	-	26	16	14	15	12	2	85	45
1	1	1	-	1	-	4	82	50	56	79	30	30	327	126
-	-	-	-	-	-	-	5	2	8	1	2	4	22	-
4	3	2	4	3	-	16	76	83	119	127	66	32	503	819
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-
-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	1	3	-
-	-	-	-	-	-	-	3	1	6	1	2	2	15	-
4	3	2	4	3	-	16	86	86	134	129	70	39	544	819
-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	3	-	1	9	2
108	68	89	73	37	26	401	1,213	777	1,248	1,102	517	283	5,140	1,840

〔表3-3〕改正前食品衛生法第52条、東京都ふぐの取扱い規制条例、食品衛生法施行細則第17条に規定する営業

区分	4年度末 営業所数	廃業数								5年度末営業所数								監視 件数	
		武蔵野	三鷹	府中	調布	小金井	狛江	都内 一円	小計	武蔵野	三鷹	府中	調布	小金井	狛江	都内 一円	計		
飲	旅館・ホテル	10	1	-	2	-	-	-	3	1	-	4	1	-	1	-	7	1	
	バー・キャバレー	170	26	4	5	2	-	1	38	67	8	33	17	5	2	-	132	38	
	一般飲食店	4,006	296	123	282	233	100	47	1,081	927	344	617	580	290	167	-	2,925	1,408	
	民生食堂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食	すし屋	135	5	7	8	10	3	3	36	29	14	24	20	6	6	-	99	108	
	そば屋	151	8	4	17	12	4	1	46	17	21	22	32	4	9	-	105	260	
	仕出し屋	65	1	1	4	3	2	-	11	5	12	8	16	7	5	-	53	48	
	弁当屋	270	15	12	11	31	7	6	82	47	27	43	43	18	10	-	188	256	
店	そう菜店	232	16	13	18	17	7	3	74	45	17	35	27	17	17	-	158	161	
	コンビニエンスストア等	4	-	2	-	-	-	-	2	-	-	2	-	-	-	-	2	-	
営	移動	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	
	臨時	61	-	-	-	-	-	-	16	16	-	-	-	-	-	45	45	1	
	許可ある集団給食	465	9	18	21	25	10	8	91	66	83	77	74	49	24	-	373	337	
	自動車	157	-	-	-	-	-	-	31	31	-	-	-	-	-	126	126	2	
	自動販売機	9	1	-	-	-	-	-	-	1	2	-	3	1	1	-	7	-	
業	天ぷら船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	屋形船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計		5,740	378	184	368	333	133	69	47	1,512	1,206	526	868	811	397	241	176	4,225	2,620
喫茶店 営業	店舗	115	8	2	8	2	3	1	-	24	29	10	20	18	10	4	-	91	54
	自動販売機	335	19	12	25	12	4	-	72	48	25	91	39	22	8	-	233	8	
	自動車	7	-	-	-	-	-	-	3	3	-	-	-	-	-	4	4	-	
	小計	457	27	14	33	14	7	1	3	99	77	35	111	57	32	12	4	328	62
菓子 製 造 業	パン製造業	201	12	9	10	15	9	4	-	59	34	20	35	28	15	10	-	142	95
	生菓子製造業	191	15	7	10	11	7	3	-	53	34	21	31	22	19	11	-	138	151
	その他の菓子製造業	575	41	24	52	42	18	7	-	184	96	65	71	83	53	23	-	391	170
	移動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	臨時	28	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	26	26	1
	自動車	31	-	-	-	-	-	-	-	9	9	-	-	-	-	-	22	22	-
小計		1,026	68	40	72	68	34	14	11	307	164	106	137	133	87	44	48	719	417
あん類製造業		3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	3	-
アイスクリーム類製造業		119	12	2	12	5	3	2	-	36	25	6	22	21	8	1	-	83	30
乳処理業		1	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別牛乳さく取処理業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳製品製造業		9	-	-	1	1	-	-	-	2	2	-	2	3	-	-	-	7	4
集乳業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳類 販売業	専業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ショーケース売り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自動販売機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	移動販売車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉処理業		15	-	1	1	-	-	-	-	2	5	3	3	1	1	-	-	13	-
食肉 販売業	一般	169	8	8	11	14	5	4	-	50	27	16	27	25	13	11	-	119	127
	包装	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自動販売機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	移動販売車	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-
小計		171	8	8	11	14	5	4	-	50	27	16	27	25	13	11	2	121	127
食肉製品製造業		6	-	2	2	-	-	-	-	4	-	1	1	-	-	-	-	2	-
魚介類 販売業	一般	147	8	10	12	8	6	-	-	44	21	19	29	18	10	6	-	103	122
	包装	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	移動販売車	8	-	-	-	-	-	-	-	4	4	-	-	-	-	-	4	4	-
小計		155	8	10	12	8	6	-	-	48	21	19	29	18	10	6	4	107	122
魚介類せり売業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚肉ねり製品製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	10
食品の 冷凍・ 冷蔵業	冷凍業	24	-	2	-	-	2	-	-	4	3	5	9	3	-	-	-	20	20
	冷蔵業	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	2
	小計	27	-	2	-	-	2	-	-	4	3	5	11	3	-	-	-	22	22
食品の放射線照射業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業		3	-	-	1	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	2	4
乳酸菌飲料製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-
氷雪 製造業	氷雪製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一(自動角氷製造機)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	二(自動販売機)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
氷雪販売業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用 油脂 製造業	動物性油脂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	植物性油脂	3	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2	-	-	-	3	1
小計		3	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2	-	-	-	3	1
マーガリン又はショートニング製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
みそ製造業		1	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
しょうゆ製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ソース類製造業		6	1	1	-	-	-	-	-	2	-	-	3	-	-	1	-	4	12
酒類製造業		8	1	-	2	-	-	2	-	5	-	1	-	1	-	1	-	3	17
豆腐製造業		14	2	-	1	-	-	-	-	3	-	4	4	2	1	-	-	11	3
納豆製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
めん類製造業		32	-	-	2	-	1	-	-	3	2	5	4	17	1	-	-	29	55
そうざい製造業		87	6	1	1	5	3	-	-	16	16	13	22	10	8	2	-	71	60
かん詰又はびん詰食品製造業		2	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-
添加物製造業		3	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	-	2	4
総数		7,891	511	265	523	448	194	92	65	2,098	1,550	744	1,247	1,105	559	320	234	5,759	3,570
東京都 ふぐの取扱 い規制条例	ふぐ取扱所	47	2	1	2	2	2	-	-	9	13	5	6	9	3	2	-	38	91
	生食用食肉取扱施設 (食品衛生法施行細則第17条に規定する営業)	3	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	2	-	-	-	2	-

(※) 都内一円:営業範囲を都内に限定したもの
令和3年6月1日に改正食品衛生法が施行

(2) 食品別収去検査(健康安全研究センター送付分)

違反食品の排除と食品の衛生向上を図るため各種の検査を実施した。

〔表3-4〕食品別収去検査成績(健康安全研究センター送付分)

区 分		総 数	細 菌 検 査		化 学 検 査	
			良	不 良	良	不 良
調理食品	弁当類	14	11	-	3	-
	複合調理そうざい類	54	42	-	12	-
魚介類等	魚介類	7	7	-	-	-
	魚介類加工品	7	3	-	4	-
肉・卵類及びその加工品		19	12	-	7	-
乳・乳製品等		7	4	-	3	-
農産物等	野菜類・果物及びその加工品	12	11	-	1	-
	穀類及びその加工品	2	0	-	2	-
菓子類		31	23	1	7	-
飲料等		16	7	-	9	-
その他の食品		7	1	-	6	-
総 数		176	122	-	54	-

(3) 現場簡易検査(保健所実施分)

調理器具、手指及び冷蔵庫の棚等の検査を行った。検査結果が不良なものについては、各施設の衛生状態に応じた改善指導を行った。

〔表3-5〕食品・器具・手指の検査(保健所実施分)

区 分	検 査 数	細 菌 検 査		化 学 検 査	
		良	不 良	良	不 良
総 数	4,479	4,210	269	-	-
手 指	2,757	2,550	207	-	-
調 理 器 具	1,139	1,079	60	-	-
食 品	4	4	0	-	-
そ の 他	579	577	2	-	-

(4) 縁日・祭礼等の一斉監視

縁日・祭礼等の食品の取扱い等について、一斉監視を実施し、事故防止に努めた。

〔表3-6〕縁日・祭礼等の一斉監視

区 分	回 数	件 数
総 数	10	922
縁日・祭礼	9	891
学 園 祭	-	-
興 行 場	-	-
そ の 他	1	31

(5) 化製場等・食鳥処理場施設の監視指導

「化製場等に関する法律」、「動物質原料の運搬等に関する条例」、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」等に基づいた業務を行っている。

① 化製場等の監視指導

「化製場等に関する法律」、「動物質原料の運搬等に関する条例」に基づき許可、監視指導等を行った。

〔表3-7〕 化製場等の施設数及び監視指導状況

年度	区分	総数	化製場等	動物質原料運搬業	動物質原料運搬容器数
4	年度末施設数等	2 (12)	1	1	(12)
	監視指導件数	4 (12)	1	3	(12)
	施設に関する苦情処理件数	- (-)	-	-	(-)
5	年度末施設数等	2 (12)	1	1	(12)
	監視指導件数	4 (16)	1	3	(16)
	施設に関する苦情処理件数	- (-)	-	-	(-)

(※) 管内該当施設は府中市のみ

()内は動物質原料運搬容器に関する数

② 食鳥処理場施設の監視指導

「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、衛生的な食鳥肉の取扱いについて監視指導を行っている。

〔表3-8〕 食鳥処理場施設数・監視数

区分	4年度 総数	5年度						
		総数	武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	小金井市	狛江市
施設数	7	6	-	-	5	-	-	1
監視数	39	26	-	-	18	-	-	8

(6) 食中毒発生状況

東京都においては、毎年110件前後の食中毒が確認されており、約1,200名の患者が発生している(過去5年平均)。食中毒発生時には、その原因食品、原因物質の調査を速やかに行い、事故の拡大や再発の防止を図っている。管内の食中毒発生状況は以下のとおりである。

〔表3-9〕 食中毒発生状況(当保健所で処理した食中毒事件)

総数		5年度 食中毒発生の内訳				
4年度	5年度	発生日	原因施設	原因食品	病因物質	患者数/喫食数
1件	3件	4月27日	飲食店	当該飲食店が調理、提供した寿司	アニサキス	1/1
		12月9日	給食施設	当該給食施設が調理、提供した朝食	ウエルシュ菌	10/100
		1月30日	飲食店	当該飲食店が調理、提供した食品	カンピロバクター・ジェジュニ	3/4

〔表3-10〕 食中毒関連調査(当保健所管外を原因施設とするもの)

事件数	調査対象数					施設関係
	患者関係					
	総数	発症状況			不明	
		発症	非発症			
74	90	59	29	2	28	

〔表3-11〕食中毒関連調査(検査件数)

検 体 数		
総 数	病因菌検出状況	
	検出	不検出
83	30	53

(7) 苦情処理

消費者等から届出のあった苦情の処理状況は次のとおりである。受理した苦情については、速やかに原因を調査し、その結果に基づき改善や再発防止等の衛生指導を行っている。

〔表3-12〕苦情処理件数

区分	総数	苦 情 内 容												検査実施数
		異物混入	腐敗・変敗	カビの発生	異味・異臭	変色	変質	食品・器具の取扱い	従事者	表示	有症	施設・設備	その他	
管内	265	31	2	4	6	2	1	40	11	22	110	15	21	24
管外	34	4	-	-	-	-	-	3	3	1	18	1	4	4

(※) 食品関係業務報告書に記載した件数

(8) 衛生講習会・食品衛生相談

事業者や消費者に対して正しい知識と理解を得てもらうため、衛生講習会を実施している。また、窓口や電話等でも食品衛生全般について相談を受け付けている。

〔表3-13〕相談件数

総 数	処 理 の 内 容	
	電話処理	窓口処理
21,676	12,266	9,410

(※) 〔表3-12〕に記載したものを除く

〔表3-14〕講習会開催状況

区 分	総 数	食品衛生実務講習会(A)	食品衛生実務講習会(B)	その他(消費者指導等)
回 数	62	18	42	2
受講者数	2,137	989	1,021	127

(※) 食品衛生実務講習会(A):保健所等がテーマを企画した特別講習会(2時間以上)
 食品衛生実務講習会(B):許可更新時、業態別等に保健所等で実施する講習会(1時間以上)
 その他:書面配布やWeb配信による講習会、消費者指導等

(9) 調理師・製菓衛生師免許申請

〔表3-15〕調理師・製菓衛生師免許申請数

区 分	申 請 数	
	調 理 師	製 菓 衛 生 師
総 数	255	18
免 許 申 請	203	15
免許証書換え交付申請	18	1
免許証再交付申請	34	2
域 外	-	-

(10) 広報普及

食の安全・安心に係わる話題について取り上げ、正確な情報を提供するため、情報紙「食べもの暦」を年3回、計5,290部発行した。

また、武蔵野・三鷹両市を担当する武蔵野三鷹地域センターでは、情報紙「食品衛生ミニ情報」を年2回、計400部発行した。

(11) 各種会議

食品衛生推進員からの地域の食品衛生向上及び自主管理に関する提言、意見具申を食品衛生業務に反映させるため、食品衛生推進会議を2回開催した。

[表3-16]食品衛生推進会議実施状況

会議名	開催日	委員数	出席者数	開催場所	議事内容
上半期 多摩府中保健所 食品衛生推進会議	9月21日	21	16	多摩府中 保健所	<ul style="list-style-type: none">・食品衛生推進員の事業計画について・食中毒発生状況について・最近の食品衛生の話題等・その他
下半期 多摩府中保健所 食品衛生推進会議	3月7日	20	13	多摩府中 保健所	<ul style="list-style-type: none">・令和6年度東京都食品衛生監視指導計画の概要(案)について・令和6年度食品衛生推進員の事業計画について・食中毒発生状況について・最近の食品衛生の話題等、その他

(※) 食品衛生推進員は、食品等事業者の自主管理の推進及び東京都が行う食品の安全確保事業の推進に協力する者で、食品衛生法第67条に基づき知事が委嘱する。

4 保健栄養

保健所の保健栄養業務は、地域住民が健やかにいきいきと暮らすために、住民を取り巻く食環境を整備して地域の栄養・食生活の改善を図ることを目指している。

(1) 国民健康・栄養調査

健康増進法に基づき、厚生労働省の指定地区を対象に、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、毎年11月に実施している。

令和5年は、1地区が指定を受け、栄養摂取状況調査、身体状況調査、生活習慣調査を実施した。協力のあった世帯には、個別の調査結果について、医師及び栄養士によるコメントを加えて返却した。

〔表4-1〕国民健康・栄養調査

項 目	調査地区	栄養摂取状況調査・生活習慣調査日	身体状況調査日	実施人員
国民健康・栄養調査	1地区	11月15日	11月16日	6世帯7人

(2) 地域連携

関係機関・団体と連携して地域における健康づくりを推進するために、業務連絡会を開催し、食に関するネットワークの形成に努めている。令和5年度は2回開催し、1回目は集合形式、2回目はWEB形式で実施した。

〔表4-2〕関係機関との連絡調整会議等の実施状況

項 目	実施回数	延人員	内 容 等
6市行政栄養士業務連絡会	2	11	保健栄養事業計画、情報交換、その他

(3) 人材育成

① 健康づくり調理師研修事業

外食・中食を利用する都民の割合は高く、飲食店等において調理業務に従事する調理師等が都民の食生活に果たす役割は大きい。このため、飲食店、給食施設等の調理師及び調理従事者を対象に、都民の健康づくりを推進する上で必要な情報の提供や、技術の向上を目的とした研修を開催している。令和5年度は、集合形式で開催した。

〔表4-3〕健康づくり調理師研修会実施状況

実施日		開催方法	内 容	参加人数
第1回 第2回 【1日目】 同時開催	8月24日	集合	講話:「食品衛生の基本」 「健康と食生活」 講師:多摩府中保健所 食品衛生監視員 多摩府中保健所 栄養指導員	30人
第1回 【2日目】	8月29日	集合	講話:「塩の働きを科学する」 講師:東京家政学院大学人間栄養学部人間栄養学科 准教授 大富 あき子 氏	18人
第2回 【2日目】	9月6日	集合	講話:「塩の働きを科学する」 講師:東京家政学院大学人間栄養学部人間栄養学科 准教授 大富 あき子 氏	17人

② 地域活動栄養士の育成・支援

地域において都民の食生活支援活動等を行っている自主組織である地域活動栄養士会に対し、会員の資質向上・人材育成のため情報提供等により支援を行った。

〔表4-4〕地域活動栄養士会への支援

項 目	活 動 内 容 等
三鷹地域活動栄養士会 狛江栄養士会	情報提供等

③ 管理栄養士実習生指導

保健所事業や行政栄養士業務について、班別実習、市事業見学及び課題研究等を実施した。

なお、令和5年度は、保健所事業説明の講義はWEB形式で、班別実習及び課題研究並びにそれらの報告会は集合形式で行った。

〔表4-5〕学生実習の受け入れ

養成施設名	実施期間	実人員	延人員	内 容
実践女子大学 東京家政学院大学	5日間×10班	40人	240人	保健所の役割と公衆栄養業務について

(4) 栄養指導

電話及び来所等による住民からの難病やアレルギー等の専門的な栄養相談を実施した。

〔表4-6〕 個別栄養指導状況

年度	種別	区分	栄養指導計	栄養指導(一般栄養相談を除く)					(再掲)市町村支援	
				(再掲)病態別			(再掲)訪問指導	(再掲)精神		
				生活習慣病	難病	その他の疾病				
4年度	総数	総数	8	-	1	4	-	2	-	
5年度	総数	総数	13	2	1	2	1	2	-	
		内訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
			乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
			20歳未満	1	-	-	1	-	1	-
	20歳以上		12	2	1	1	1	1	-	
	武蔵野市	総数	1	-	1	-	1	1	-	
		内訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
			乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
			20歳未満	-	-	-	-	-	-	-
	20歳以上		1	-	1	-	1	1	-	
	三鷹市	総数	2	-	-	1	-	1	-	
		内訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
			乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
			20歳未満	1	-	-	1	-	1	-
	20歳以上		1	-	-	-	-	-	-	
	府中市	総数	7	2	-	-	-	-	-	
		内訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
			乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
			20歳未満	-	-	-	-	-	-	-
	20歳以上		7	2	-	-	-	-	-	
	調布市	総数	2	-	-	1	-	-	-	
		内訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
			乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
			20歳未満	-	-	-	-	-	-	-
20歳以上	2		-	-	1	-	-	-		
小金井市	総数	1	-	-	-	-	-	-		
	内訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	
		乳幼児	-	-	-	-	-	-	-	
		20歳未満	-	-	-	-	-	-	-	
20歳以上		1	-	-	-	-	-	-		
狛江市	総数	-	-	-	-	-	-	-		
	内訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	
		乳幼児	-	-	-	-	-	-	-	
		20歳未満	-	-	-	-	-	-	-	
20歳以上		-	-	-	-	-	-	-		

(5) 特定給食施設等指導

健康増進法に基づく特定給食施設等は、737 施設（令和6年3月末日現在）である。このうち健康増進法第21条に基づく管理栄養士を置かなければならない施設として指定されているのは、31 施設である。〔表4-7〕〔表4-8〕

これらの特定給食施設等に対して、利用者や家族の健康保持増進を図ることを目的に、給食施設の特性に応じた給食管理、栄養管理が行われるように指導した。〔表4-9〕

① 巡回・来所等個別指導

給食施設における栄養管理の方法、栄養教育の推進等について、各施設の状況にあわせた個別指導を実施した。

② 栄養管理講習会

給食施設における給食管理及び栄養管理の向上を図るため、施設の管理者、管理栄養士・栄養士、調理師等給食従事者に対する講習会を開催した。〔表4-10〕

なお、開催に当たっては、感染症への対応等の観点や受講者の希望などを考慮し、WEB開催等開催方法を工夫して実施した。

③ 給食研究会の育成・支援

給食の管理運営と技術の向上及び会員相互の研鑽を図ることを目的に、多摩府中給食施設協議会が組織されている。この協議会には、府中小金井、三鷹武蔵野、狛江調布の3支部があり、全体で46施設が活動している。

保健所は、協議会の自主的活動の促進が図られるよう、指導・助言を行った。

〔表4-7〕 給食施設数

年度	総数	学校	病院	介護 老人 保健 施設	介護 医療 院	老人 福祉 施設	児童 福祉 施設	社会 福祉 施設	矯正 施設	寄宿舍	事業所	給食 センター	自衛隊	その他
4年度	737	115	42	14	2	57	288	25	2	10	59	1	1	121
5年度	737	115	42	14	2	56	292	23	2	10	59	1	1	120
武蔵野市	105	16	7	2	-	11	39	2	-	-	10	1	-	17
三鷹市	143	27	7	4	1	8	54	3	-	3	9	-	-	27
府中市	161	7	14	4	-	13	59	8	1	1	23	-	1	30
調布市	176	31	8	3	-	13	77	4	-	3	12	-	-	25
小金井市	103	27	5	1	-	6	43	5	-	3	3	-	-	10
狛江市	49	7	1	-	1	5	20	1	1	-	2	-	-	11

〔表4-8〕管理栄養士必置指定施設数

年度	総数	学校	病院	介護 老人 保健 施設	介護 医療 院	老人 福祉 施設	児童 福祉 施設	社会 福祉 施設	矯正 施設	寄宿舍	事業所	給食 センター	自衛隊	その他
4年度	31	-	14	-	-	-	-	-	1	-	13	1	-	2
5年度	31	-	14	-	-	-	-	-	1	-	13	1	-	2
武蔵野市	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-
三鷹市	5	-	3	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-
府中市	16	-	5	-	-	-	-	-	1	-	8	-	-	2
調布市	4	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-
小金井市	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
狛江市	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※管理栄養士必置指定施設とは、医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給する施設、またはそれ以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に1回500食又は1日1,500食以上の食事を供給する施設。

〔表4-9〕特定給食施設等指導状況

年度	種別		総数	特定給食施設		その他の給食施設
				1回100食以上又は 1日250食以上	1回300食以上又は 1日750食以上	1回100食未満又は 1日250食未満
4年度	総数	個別指導延施設数	885	461	125	299
		(再掲)巡回指導	23	9	11	3
		集団指導 開設回数	12	-	-	-
		延施設数	581	238	26	317
5年度	総数	個別指導延施設数	1073	512	186	375
		(再掲)巡回指導	50	19	20	11
		集団指導 開設回数	12	-	-	-
		延施設数	574	258	29	287
	武蔵野市	個別指導延施設数	185	73	38	74
		(再掲)巡回指導	5	0	3	2
		集団指導延施設数	120	45	0	75
	三鷹市	個別指導延施設数	168	80	23	65
		(再掲)巡回指導	4	-	3	1
		集団指導延施設数	91	28	4	59
	府中市	個別指導延施設数	261	116	83	62
		(再掲)巡回指導	21	7	10	4
		集団指導延施設数	126	68	10	48
	調布市	個別指導延施設数	219	117	22	80
		(再掲)巡回指導	10	7	3	-
		集団指導延施設数	167	84	10	73
	小金井市	個別指導延施設数	188	90	19	79
		(再掲)巡回指導	8	3	1	4
		集団指導延施設数	53	29	4	20
	狛江市	個別指導延施設数	52	36	1	15
(再掲)巡回指導		2	2	-	-	
集団指導延施設数		17	4	1	12	

〔表4-10〕栄養管理講習会実施状況

	実施日	対象施設	開催方法	テーマ・講師名	参加施設数	参加人数
第1回	5月26日	給食施設等	WEB	講義:栄養管理報告書の作成等 (給食施設用) 講師:多摩府中保健所 栄養指導員	6	8
第2回	5月29日	病院・高齢者施設等	WEB	講義:栄養管理報告書の作成等 (病院・介護施設等用) 講師:多摩府中保健所 栄養指導員	20	23
第3回	5月31日	保育所・幼稚園等	WEB	講義:栄養管理報告書の作成等 (保育所・幼稚園等用) 講師:多摩府中保健所 栄養指導員	52	54
第4回	6月13日	全給食施設	WEB	講義:食品衛生について 環境衛生について 講師:多摩府中保健所 食品衛生監視員 環境衛生監視員	74	79
第5回	7月26日	全給食施設	集合	講義:新人栄養士等に向けた栄養・給食管理の基本 講師:多摩府中保健所 栄養指導員	28	29
第6回	8月1日	保育所・幼稚園等	WEB	講義:保育所における食物アレルギー対応について 講師:十文字学園女子大学 人間生活学部 健康栄養学科 准教授 林 典子 氏	90	94
第7回	9月12日	全給食施設	WEB	講義:給食便りをもっと読みやすく!わかりやすく! ～編集とデザインの基礎講座～ 講師:女子栄養大学出版部「栄養と料理」 編集長 浜岡 さおり 氏	72	75
第8回	11月29日	全給食施設	WEB	講義:食品衛生について 栄養情報について 講師:多摩府中保健所 食品衛生監視員 栄養指導員	62	64
第9回	12月8日	保育所・幼稚園等	WEB	講義:「幼児期の健やかな発育のための栄養・食生活支援ガイド」の活用について 講師:女子栄養大学 准教授 衛藤 久美 氏	67	71
第10回	12月15日	高齢者施設等	WEB	講義:摂食嚥下障害の評価と訓練の実際(いま改めて高齢者の摂食嚥下機能支援を学ぶ～安全な食のために栄養士・管理栄養士が担う役割～) 講師:東京医科歯科大学大学院 医歯学総合研究科 医歯学専攻 老化制御学講座 摂食嚥下リハビリテーション学分野 教授 戸原 玄 氏	21	26
第11回	2月22日	全給食施設	WEB	講義:給食施設における災害への備え 講師:お茶の水女子大学 基幹研究員 自然科学系 教授 須藤 紀子 氏	77	83
合計		全給食施設5回 保育所・幼稚園等3回 高齢者施設等1回 給食施設等1回			569	606

(6) 食品関連事業者指導

① 栄養表示等普及促進事業

平成 27 年に食品表示法に基づく食品表示基準が公布・施行され、全ての一般用加工食品等に、原則、栄養成分表示が義務付けられた。

食品表示基準に基づく栄養成分表示及び健康増進法に基づく誇大表示の禁止に係る表示の適正化及び普及を図ることを目的として、食品関連事業者に対し、相談・指導（76 件）、立入検査（14 施設）、収去検査、食品の適正表示講習会を実施した。

〔表4-11〕 収去検査

内容		件数
第 1 回	特別用途食品 栄養表示食品 機能性表示食品及び栄養協調表示のある食品	5 検体
第 2 回	特別用途食品 栄養表示食品 機能性表示食品及び栄養協調表示のある食品	5 検体

〔表4-12〕 食品の適正表示講習会

実施日	開催方法	内容	参加人数
1 月 31 日	集合	講義：食品表示法(品質事項、衛生事項、保健事項)及び健康増進法 (誇大表示の禁止)について 講師：多摩府中保健所 食品衛生第一担当、保健栄養担当	40
2 月 1 日から 2 月 15 日まで	WEB	講義：栄養成分表示の作成編(表示値を求める方法) 講師：多摩府中保健所 保健栄養担当	324

② 地域における食生活改善普及事業における野菜メニュー店の普及促進

東京都健康推進プラン 2 1（第二次）が目指す、都民が望ましい生活習慣を継続して実践し、生活習慣病の発症・重症化予防を図り、負担感なく生活習慣の改善に取り組める食環境づくりのため、「野菜メニュー店」（1 食当たり 120 g 以上の野菜を使用したメニューがあるお店）の募集を行った。令和 6 年 3 月末日現在の届出数は、70 店舗である。

各店舗に対し、「野菜メニュー店」のステッカーの掲示を依頼するとともに、野菜に関する情報提供等を行った。さらに、高齢者に不足しがちな栄養素である「たん白質」に着目し、積極的に肉類をとっていただくよう、飲食店関係団体等と連携し、「ちょこっとミートメニュー」（1 食当たり 120 g 以上の野菜を使用し、肉類も入って食べやすさの工夫も行っているメニュー。）の普及にも取り組んでいる（29 店舗）。

また、北多摩南部圏域における食生活の改善普及に向けて、関係機関・団体が連携して住民への普及啓発と食環境の整備の充実について協議することを目的に、栄養・食生活ネットワーク会議を開催している。令和 4 年度からは 2 年計画で「大学生及び事業所若手社員等に向けた食育の推進～

“ちゃんとごはん”習慣で自分の健康を守ろう！～」をテーマに取り組み、令和5年度は、3回の会議開催で延べ40名の出席があった。

さらに、平成31年度課題別地域保健医療推進プラン「高齢者の低栄養を予防する環境整備～無理なく楽しく取り組める食からのフレイル対策～」において作成したリーフレット、啓発動画及びフレイル予防の簡単レシピのホームページへの掲載等により、啓発を行った。

〔表4-13〕 栄養・食生活ネットワーク会議

項 目	開催日	出席人数	内 容 等
北多摩南部圏域 栄養・食生活ネットワーク会議	第1回 6月21日	14	<ul style="list-style-type: none"> ・国、東京都及び北多摩南部圏域健康増進計画と本事業の位置づけについて ・令和4年度 大学等学生向け動画の制作について ・食育に力を入れている食品メーカーにおける事例紹介 ・本事業における令和5年度の実施内容案について ・意見交換 ・その他(今後のスケジュール等)
	第2回 8月28日	13	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回会議の振り返りと本事業の進捗状況について ・事業所若手社員向け動画のシナリオ案及びキャラクターデザインについて ・動画視聴アンケートについて ・意見交換 ・その他(今後のスケジュール等)
	第3回 1月26日	13	<ul style="list-style-type: none"> ・2年間の事業実施状況について ・事業の評価について ・若い世代に向けた食育の今後の展開 ・意見交換 ・その他